

「滋賀県自転車交通安全利用指導員」

8名が誕生！



9月1日（木）に県庁知事室において、「滋賀県自転車交通安全利用指導員」の委嘱式が行われました。三日月知事から、8名の指導員へ委嘱状が交付され、指導員からの決意表明がありました。



また、その後、初活動として、大津駅前で、県の交通戦略課課員と共に、自転車条例の広報啓発活動を実施しました。



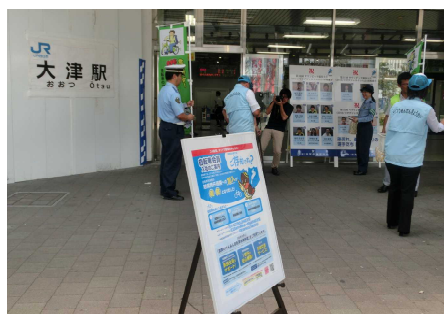
県では、2月26日に「滋賀県自転車の安全で適正な利用の促進に関する条例」（いわゆる「自転車条例」）が施行されました。

昨年、県内では、自転車を利用中に交通事故で亡くなられた方が12名おられ、自転車が歩行者に衝突する事故も15件発生しています。

また、滋賀県では、自転車で琵琶湖の周辺を走ってもらう「ピワイチ」を観光の目玉の1つと位置づけていますので、より楽しんでもらうためには、自転車も交通ルールを守って、安全に利用してもらうことが不可欠です。



今回、自転車安全利用指導員に委嘱された8名は、県内で自転車交通安全教室の実施などの自転車安全教育や、自転車の安全で適正な利用に関する広報や啓発などを行います。



今後、学校や自治会を中心に、自転車シミュレーター（自転車安全教育機器）を使用した自転車安全教室を実施します。ぜひ、自転車交通安全教室に、「滋賀県自転車安全利用指導員」の派遣をご依頼ください。

お問い合わせは、（公財）滋賀県交通安全協会 TEL 077-585-2750 まで。